

観光需要分散のための地域観光資源の コンテンツ化促進事業

関東運輸局観光部
令和8年3月



Edo Shogun Roads

観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業

令和7年度補正要求額
4,900百万円



事業目的・背景・課題

- インバウンド需要は増加傾向にあるが、訪日外国人旅行者は都市部をはじめとする一部地域に偏在している状況が続き、オーバーツーリズムが顕在化。訪日外国人旅行者は、諸外国滞在時と比べて娯楽サービス費支出が低く、旅行者の観光需要への対応が不十分となっている。
- 観光による経済効果を全国津々浦々に波及させ、観光消費を効果的に拡大させるとともに、持続的な地方誘客によりオーバーツーリズムの解消につながるよう、地域において観光コンテンツの供給を促進するとともに、観光の付加価値を高めるガイド人材の質的向上が必要である。

事業内容

- 需要分散に資する観光コンテンツの供給に向けた取組を支援する。具体的には、
 - 多様な地域資源を活用した観光コンテンツの造成や情報発信、販路開拓等を総合的に支援
 - インバウンドのニーズを踏まえ、品質を高めた高単価な観光コンテンツや、地域産業への波及効果が期待できるガストロノミー分野の観光コンテンツ等を重点的に支援
 - その際、継続的な販売につながるよう、デジタル上での効果的な情報発信等を促進
- 観光コンテンツとガイドの一体的な質的向上に向け、コンテンツに応じたスキル・研修設計、ガイドの評価制度と報酬体系の構築のあり方、ガイドの可視化手法等について調査する。

【支援対象事業】

- ① **新創出型** 地域資源を活用した観光コンテンツの造成、効果的な情報発信や販路開拓等を支援
- ② **品質向上型** より高単価なインバウンド向けのオプションツアー等の造成に向け品質向上等の取組を支援
- ③ **分野特化型（ガストロノミー）** 地域の食資源を活用し、幅広い連携により、地域の食文化を体感できる質の高い観光コンテンツの造成、販路開拓等を支援

事業スキーム

●事業形態：調査事業等、間接補助事業

- ①新創出型：400万円まで定額、400万円を超える部分は事業費2,100万円まで補助1/2（最低事業費 600万円）
- ②品質向上型：800万円まで定額、800万円を超える部分は事業費4,200万円まで補助1/2（最低事業費1,200万円）
- ③分野特化型（ガストロノミー）：400万円まで定額、400万円を超える部分は事業費2,500万円まで補助1/2（最低事業費 600万円）

●補助対象：地方公共団体、DMO、民間事業者等

事業イメージ

地域資源を活かした観光コンテンツの造成



文化資源の活用
（伝統工芸）

品質を高めた高単価な観光コンテンツの造成



地域の伝統行事の活用

ガストロノミー分野における観光コンテンツの造成

<地域一体的な食文化体験>



生産現場と食体験の連動



伝統工芸品での
高品質な食体験

コンテンツとガイドの一体的な質的向上

以下の取組のあり方について調査

- ・コンテンツに応じたスキル・研修設計
- ・ガイドの評価制度・報酬反映体系の構築
- ・コンテンツとガイドのマッチングシステム構築
- ・実践的研修の実施

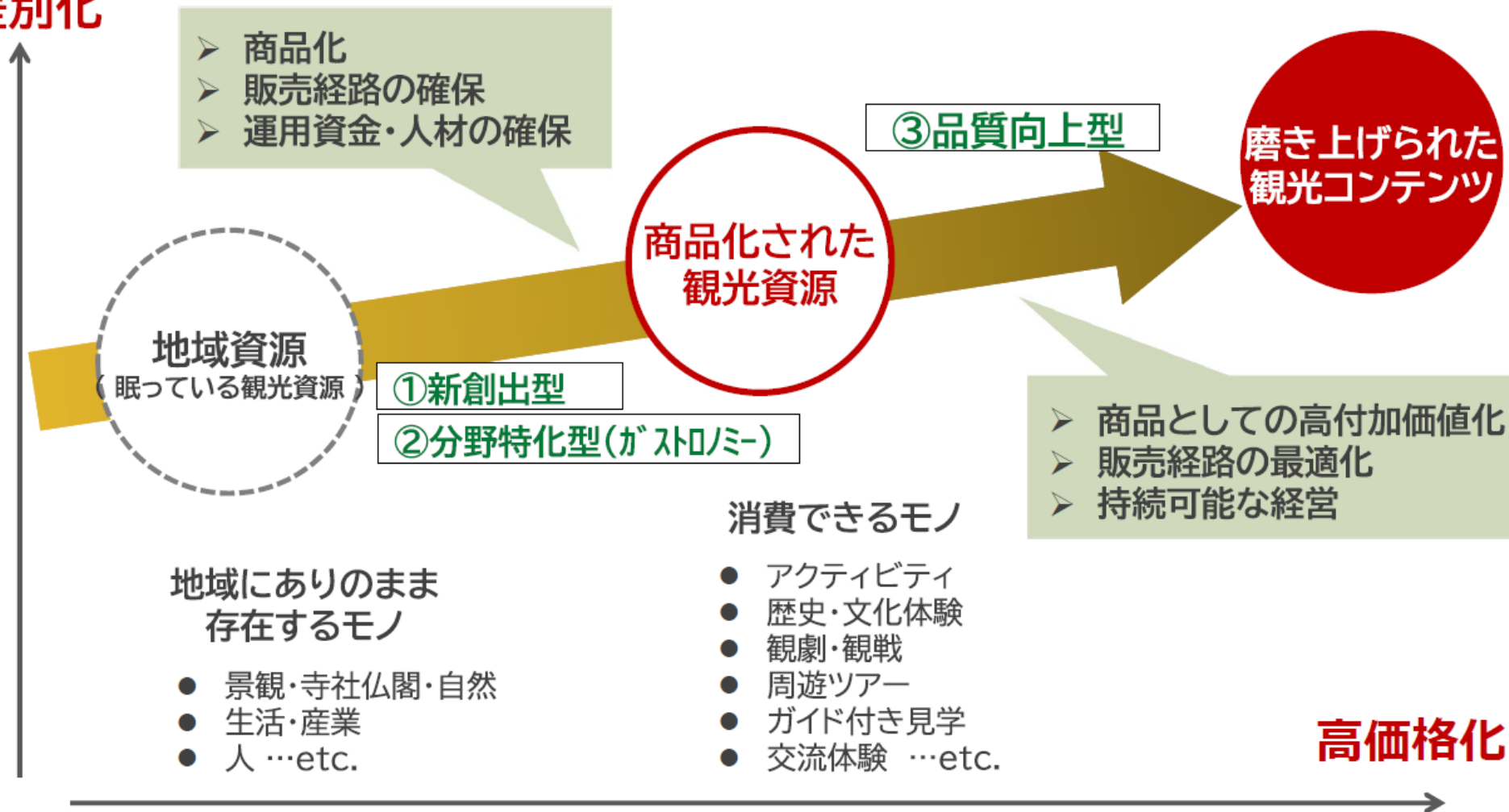
本事業の目的

本事業は、観光による経済効果を全国津々浦々に波及させ、観光消費を効果的に拡大させるとともに、持続的な地方誘客により観光需要の平準化につながるよう、インバウンドの需要分散に資する観光コンテンツ供給の促進を目的とし、地方公共団体、DMO、民間事業者等による、多様な地域資源を活用した観光コンテンツの造成や情報発信、販路開拓等を総合的に支援します。

また、品質を高めたインバウンド向けの高単価な観光コンテンツや、地域産業への波及効果が期待できるガストロノミー分野の観光コンテンツ造成等を重点的に支援します。

◆各類型の位置づけ

差別化



◆ 類型・主な支援内容・想定採択件数

類型	主な支援内容	想定採択件数
① 新創出型	地域資源を活用した観光コンテンツに関するアイデアをもとに、インバウンドを対象に観光コンテンツの造成に取り組もうとする事業は、こちらの類型を選択してください。本類型は、これまでの観光コンテンツ造成の経験は問いません。	<u>350～400件程度</u>
② 分野特化型 (ガストロノミー)	ガストロノミー・ツーリズムの分野でインバウンドを対象に観光コンテンツの造成に取り組もうとする事業は、こちらの類型を選択してください。本類型は、ガストロノミー・ツーリズム分野における先進事例となりうる観光コンテンツの造成に係る事業が対象となります。	<u>10件程度</u>
③ 品質向上型	より高単価なインバウンド向け観光コンテンツの供給に向け、既存の観光コンテンツの改善等に取り組もうとする事業者は、こちらの類型を選択してください。本類型は、すでに観光コンテンツの造成及び販売の実績を有している事業者が対象となります。	<u>100件程度</u>

※ 上記3類型の中から一つを選択して申請してください。同一の申請内容を、複数の類型に申請することはできません。

◆ 補助額・補助率・最低事業費

類型	補助額・補助率	最低事業費
① 新創出型	400万円まで定額 400万を超える部分は 事業費 2,100万円 まで補助率1/2	<u>600万円</u>
② 分野特化型 (ガストロノミー)	400万円まで定額 400万を超える部分は 事業費 2,500万円 まで補助率1/2	<u>600万円</u>
③ 品質向上型	800万円まで定額 800万を超える部分は 事業費 4,200万円 まで補助率1/2	<u>1,200万円</u>

本事業の流れ	応募申請（※1）	受付開始：令和8年2月27日（金）13時 受付締切：令和8年4月2日（木）12時
	採択通知	令和8年5月下旬
	交付申請に関する資料の提出（※2）	令和8年6月上旬
	補助金交付決定（※3）	令和8年6月中旬～7月目途
	事業の実施（※4）	補助金交付決定後～令和9年2月26日（金）
	完了実績報告書及び精算書類提出	令和9年2月26日（金）まで
	事業終了後の補助事業関係書類保管等（※5）	令和9年2月27日（土）以降

- ※1 応募申請はWebフォームでの電子申請になります。
- ※2 交付申請に関する資料の提出時には、費用積算書の各経費につき、原則として2者以上からの見積書が必要となります。
- ※3 補助金交付決定の後でないと補助事業に着手できません。
- ※4 月次進捗報告書、中間報告書及び最終報告書並びに観光コンテンツタリフ又はOTA向け掲載情報票を提出していただきます。
- ※5 間接補助事業者は、補助事業関係書類を、事業実施期間終了後も保管する必要があります。（詳細は公募要領参照）